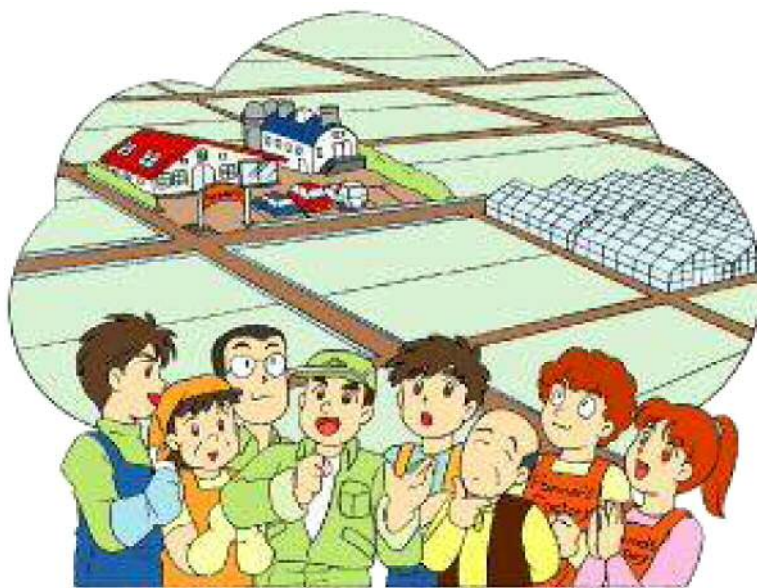


平成28年度第1回 評価委員会参考資料



平成28年 6月 8日（水）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業評価委員会制度について

平成 28 年 6 月 8 日
(公社) みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (H26,5,16 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領 (H26,4,15)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公社) みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) 宮城県市長会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、宮城県 (農振) 指令第165号 (H26, 10, 3) 及び、宮城県 (農振) 指令第167号 (H27, 10, 29) により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※H26年度分は、H27, 6, 29付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催予定及び内容

(1) 平成26年度 (初年度)

- ①年 内 (12月18日) . . . 任命式・事業等説明・H26事業中間報告
- ②年 度 内 (3月17日) . . . H26事業見通し・H27当初事業計画

(2) 平成27年度以降 (H28以降もスケジュール的な目安は同じ)

- ①年度当初 (6月10日) . . . H26事業報告 (評価検討)
- ②年 内 (12月25日) . . . H27事業中間報告
- ③年 度 内 (3月24日) . . . H27事業見通し・H28当初事業計画

(3) 平成28年度 (参考)

- ①年度当初 (6月 8日) . . . H27事業報告 (評価検討)

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（ 中 略 ）

（事業計画等）

第9条

（ 中 略 ）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 任命しようとする者の氏名及び略歴
- 二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（H26, 5, 16改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：（公社）みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（H26, 4, 15）

後添のとおり

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができ
る者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の
任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた
ときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる
委員会の招集は公社理事長が行う。
2 会議においては、委員長がその議長となる。
3 委員会には、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の
決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞く
ことができる。

(資料の公表)

第7条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に
関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第8条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、公社担い手育成部におく。

(経 費)

第10条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会
議に諮って定める。

附 則
この要領は、平成26年 4月15日から施行する。

宮城県農地中間管理事業評価委員会委員名簿

（平成 2 8 年度）

区 分	組 織 名	職 名	氏 名	備 考
委員長	東北大学大学院	教 授	伊 藤 房 雄	
副委員長	(公財)みやぎ産業振興機構	副理事長	伊 本 廣 一	
委員	宮城県市長会	事務局次長	吉 野 博 明	仙台市総務局総務部長 H27,10,29付け就任（知事認可日）
委員	宮城県町村会	理事事務局長	佐々木 昭 男	
委員	弁 護 士	弁護士	丸 山 水 穂	

※評価委員会設置要領に基づき、委員は 5 人以内

※委員の任期は、同要領に基づき 2 年（H26,12,18～H28,6,30：吉野委員はH27,10,29～H28,6,30）

本資料は、農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策の実施について（27経営第1068号H27.7.14付け経営局長通知）に基づき、経営局より示された資料を抜粋したものです。

【参考】

**農地集積・集約化の実績を上げるための
機構の事業の進め方（4つのアプローチ）**

1 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ

機構・都道府県は、各市町村・各地域の農地の状況、担い手の状況、人・農地プランの状況等を完全に掌握し、整理・分析しておくことが必要。
また、人・農地プランの毎年の見直しを推進することも重要。

（１）人・農地プラン等で農地流動化の機運が盛り上がっている地域

- 機構が借りて転貸することで、農地流動化を実行する。

（２）相当な耕作放棄地（再生不能なところを除く）が発生している地域

- 機構が転貸先を探した上で、耕作放棄地を借りて転貸する。

（３）担い手が十分いないため、近い将来耕作放棄地が相当発生すると考えられる地域

- 市町村と連携して、農家アンケート等により地域の将来への危機感を高め、高齢の方から早めに機構が借りて、機構が探した転貸先に転貸する。

2 公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ

- 機構は、応募した受け手について、地域の担い手、新規就農希望者、新規参入希望企業など、類型に分けてニーズをきちんと分析・整理する。
- その上で、そのニーズに応えられる農地を探して借りた上で、受け手に転貸する。
- 機構は、公募以外でも、都道府県下の経済団体と連携を密にし、新規参入希望企業の拡大に努める。

3 法人・認定農業者などの担い手のニーズの把握からのアプローチ

- 機構は、法人・認定農業者の団体だけでなく、個々の法人・認定農業者との話し合いを行い、その法人等の地域の農地利用の最適化を図るためにどうするか（利用権の交換など）という構想を作る。
- その上で、機構集積協力金も活用して地域の話し合いを進め、構想について地域の合意を形成し、機構が借りて転貸する。

4 基盤整備（簡易整備を含む）からのアプローチ

- 基盤整備と機構を活用した農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化）がセットで進むよう、徹底して誘導する。

※1 この4つのアプローチで事業実施地域を多数作っていくことが重要。

当年度実施分だけでなく、次年度以降実施分についても、前広に進めていくことが重要。

それには、機構役職員（都道府県と一体となって活動する場合は、都道府県職員を含む）が現場で調整に動き回る体制が必要。

※2 いずれの場合も、地域の農業者等に対して、当該地域の農地利用図（利用者ごとに色分けして示したもの）を用いて、機構の活用前の状態と活用後の姿を明確にしながら進めることが重要。

地域ごとに、機構活用前と活用後の農地利用図を対比し、農地集積・集約化のポイントを記載した個票を作成。

※3 他の地域に、先行事例についての機構の活用前・活用後の農地利用図を示すことにより、優良事例の横展開を推進。

マスコミ等への情報提供により、横展開を図ることも重要。

※4 農地集積・集約化の実績を上げることが目的なので、数字を常に意識しながら進めることが必要。

各都道府県・機構にお願いしたいこと

(1) 機構は、これまでの農地保有合理化法人の看板の書替えではありません。抜本的に見直していただく必要があります。

- ・ 客が来るのを待っている「不動産屋」ではなく、地域農業の将来のために動き回る「デベロッパー」になったと考えて下さい。
- ・ そのため、役員の過半数は経営に関し実践的な能力を有する者とされており（法第4条）、農業法人等の担い手、経済界、マスコミが納得するような役員体制に刷新して下さい。
- ・ 機構は1つの経営体であり、役員、特に理事長は、どれだけのコストをかけて、どれだけの農地集積・集約化の成果を出すか（より小さなコストでより大きな成果）を常に意識して借り入れや転貸等の判断をしていただく必要があります。

機構本体がこうした判断ができないのであれば、都道府県自体に判断をお願いすることになります。

(2) 機構の役職員（都道府県が機構と一体となって活動する場合には都道府県の職員を含む）は、各市町村・各地域を動き回っていただく必要があります。

- ・ 機構の役職員体制は、現場で調整に当たるのに必要な人員をまず考えて下さい。
- ・ 機構が、各市町村・各地域の農地の状況（耕作放棄地の有無・分散錯圖の状況など）、担い手の状況（十分いるかどうか）、人・農地プランの状況（農地流動化に向けた本格的なものになっているかどうかなど）等に精通することが必須です。
- ・ その上で、26年度及び今後数年の内に機構の事業を活用して大きな成果を出せられるモデル地域をできるだけ多く選定し、モデル地域に繰り返し足を運んで、調整を進める必要があります。
- ・ 地域のリーダーとなる担い手がいるところは、大きな成果を出す可能性が高いところですので、地域ごとに法人経営等の担い手との意見交換を積み重ね、状況に応じてモデル地域に選定して下さい（担い手相互の利用権の交換も大きな成果です）。

- (3) 機構からの借受希望者の公募は、都道府県内の全域で必ず実施して下さい。
- ・ 公募は、十分な期間をとって実施し、借りたい人が手をあげる機会を確保して下さい。
 - ・ 担い手が十分いない地域については、公募の他にも借りたい人の発掘に努めて下さい。これがないと、スムーズな農地流動化は進みません。
 - ・ 新規就農を希望する方や農業に参入しようとする企業が、公募に手をあげているときは、その方々に貸せる農地（まとまった耕作放棄地を含む）を積極的に探し、借り入れた上で転貸するよう配慮して下さい（必ずしもモデル地域である必要はありません）。このためにも、機構の役職員が、各市町村・各地域の状況に精通していることが必要です。
 - ・ 新規参入の促進も機構の目的の一つであり、確実に実績を上げなければなりません。
- (4) 農地の出し手に対する助成措置は、機構が農地の集積・集約化等の成果を上げるためにうまく活用して下さい。ここが各機構の経営判断のポイントの1つです。
- ・ 助成金は成果を上げるための手段であり、助成金を配ることを自己目的とすることは慎んでいただく必要があります。
 - ・ 当然のことながら、助成金を使いながら、それに見合う農地集積・集約化の成果があがらない場合には、その機構のコストパフォーマンスが著しく悪いという評価になります。
- (5) 常に、農業法人等の担い手、経済界、マスコミから見られているということを意識して機構の運営に当たって下さい。
- (6) 成果が上がらない理由を考えるのではなく、どうしたら成果が上がるかを常に考えて創意工夫していただくよう、お願いします。
- (7) 最後は実績の数字です。